



(三 条)

新潟・下ノ西遺跡^{しものにし}

1 所在地 新潟県三島郡和島村大字小島谷

2 調査期間 一九九七年(平9)七月～一〇月

3 発掘機関 和島村教育委員会

4 調査担当者 田中 靖

5 遺跡の種類 官衙跡

6 遺跡の年代 八世紀前半～一〇世紀前半

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

和島村の地形は、三島山地から派生する東側丘陵、島崎川に沿う島崎川低地、及び海岸に面した西側丘陵の三種に大きく分類される。

下ノ西遺跡は、島崎川低地の微高地に位置し、北側には島崎川・小島谷川・梅田川の合流点を控え、北陸道が付近を通過するなど、水・陸上交通の要衝の地に立地する古代遺跡である。周辺には古代の遺跡が高密度に分布し、本遺跡の北西

八〇〇mには、古(高)志郡家に関連する八幡林遺跡が所在する。

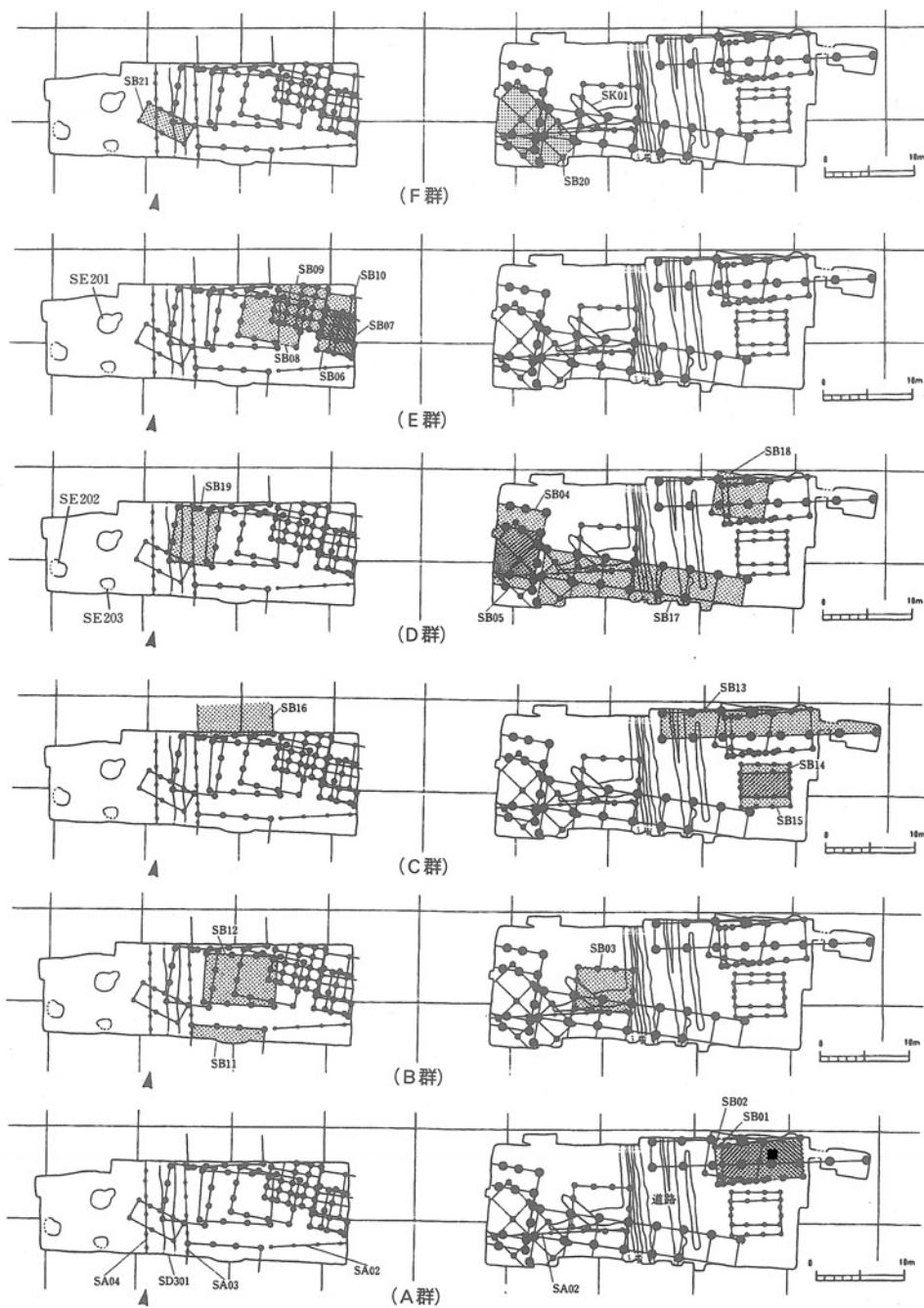
下ノ西遺跡の範囲は試掘及び表面採集調査の結果、南北二〇〇m、東西三五〇mの七万㎡に及ぶものと推定され、一九九六年度から九八年度にかけて、村道建設関連の発掘調査が実施されている。

検出された遺構には、掘立柱建物(最大で桁行七間)一二棟、一本柱列四条、道路、井戸三基などがあり、共存遺物から八世紀前半から一〇世紀前半にかけて構築されたものと推定される。計画的な地割の存在や桁行七間という建物規模からみて、一般的な集落遺跡とは様相が異なる。

主要な出土遺物としては、古志郡を表す可能性がある「古」の墨書土器や、漆紙文書、木簡、馬形、斎串、漆器椀、木皿などがある。木簡は計八点あり、I区西SE二〇一の覆土中から出土した(8)以外は、全てII区SD二〇一下層において発見された。SD二〇一は、SD二〇二を伴って方形にめぐる可能性があり、これらの溝に囲まれた掘立柱建物の区画と排水を意図して掘られた可能性が高い。

SD二〇二からは、墨線のある斎串(長さ二七三mm幅二五mm厚さ五mm。第七号)、墨痕がない封緘木簡(長さ(一一三)mm幅二五mm厚さ五mm。第八号)、絵画の描かれた曲物の底板(直径一九五mm厚さ一一mm。第一〇号)も合わせて出土しているが、ここでは木簡から省く。

このうち絵画板は、円形を呈する曲物の底板に、縄状のものが巻かれた立木(?)と二人の人物像が描かれている。中央の人物は、



I 区遺構配置模式図 (方向別)

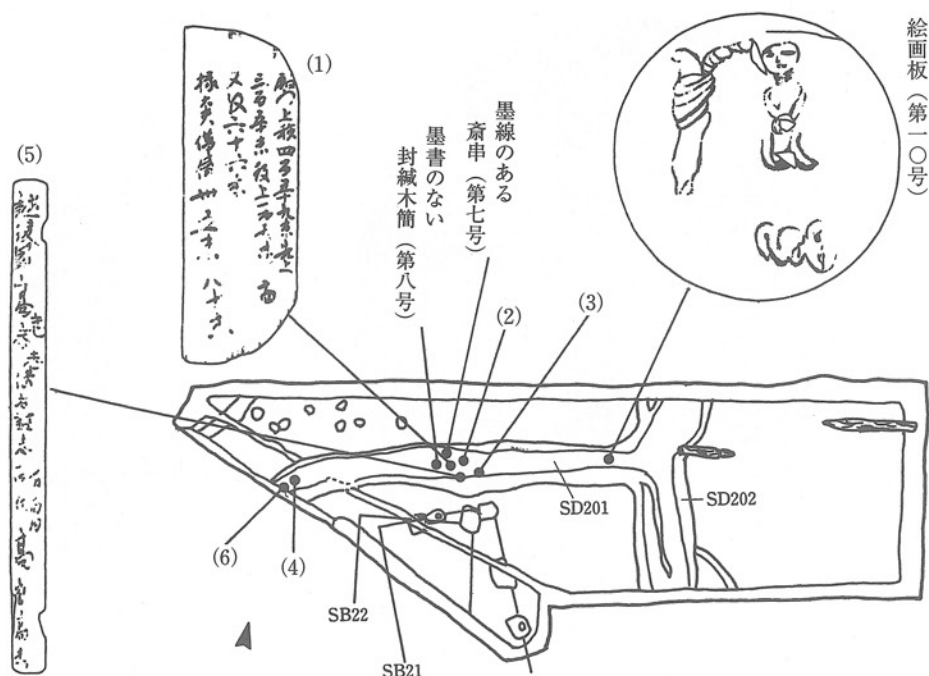
首及び交叉した腕を縄状のもので縛られており、表情も心なしか苦しげである。もう一人の人物は、右下に不自然な体勢で横たわっている（後掲図版参照）。

この絵の解釈については、推測の域を出るものではないが、縄（？）で縛られている異常な状況からみて、通常の戯画ではなさそうである。絞首刑や体の自由を拘束する刑罰の描写、あるいは何らかの呪術的世界を表現した可能性もある。

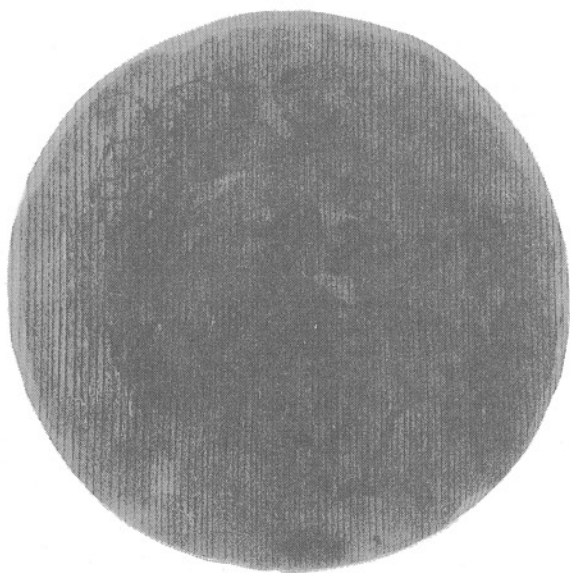
8 木簡の釈文・内容

SDIO

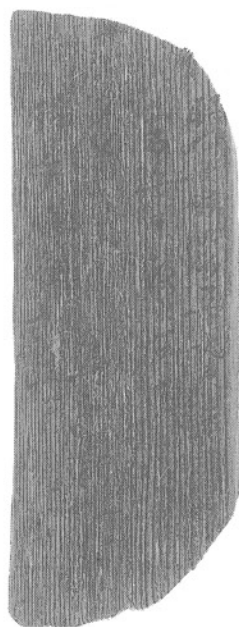
- (1) 「殿門上税四百五十九束先上
三百五十束後上一百九束 十四
又後六十六束
據大夫借貸卅五束 八十束」
 $225 \times (80) \times 10$ 第一号
- (2) $\begin{array}{c} \square \\ \square \\ \square \\ \square \\ \square \end{array} \left[\begin{array}{c} \text{学カ} \\ \text{生} \end{array} \right]$
 $(152) \times 19 \times 5$ 第二号
- (3) $\begin{array}{c} \bullet \\ \square \\ \square \end{array}$ 七月十二日使 $\square$
 $(150) \times (20) \times 5$ 第三号
- 「山部千足」
 $150 \times 13 \times 4$ 第四号



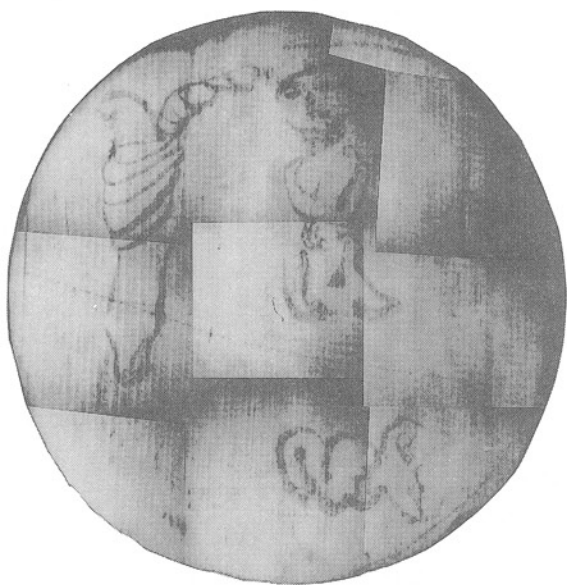
II 区遺構配置と木簡出土位置



墨画のある曲物 (第10号)



(1)

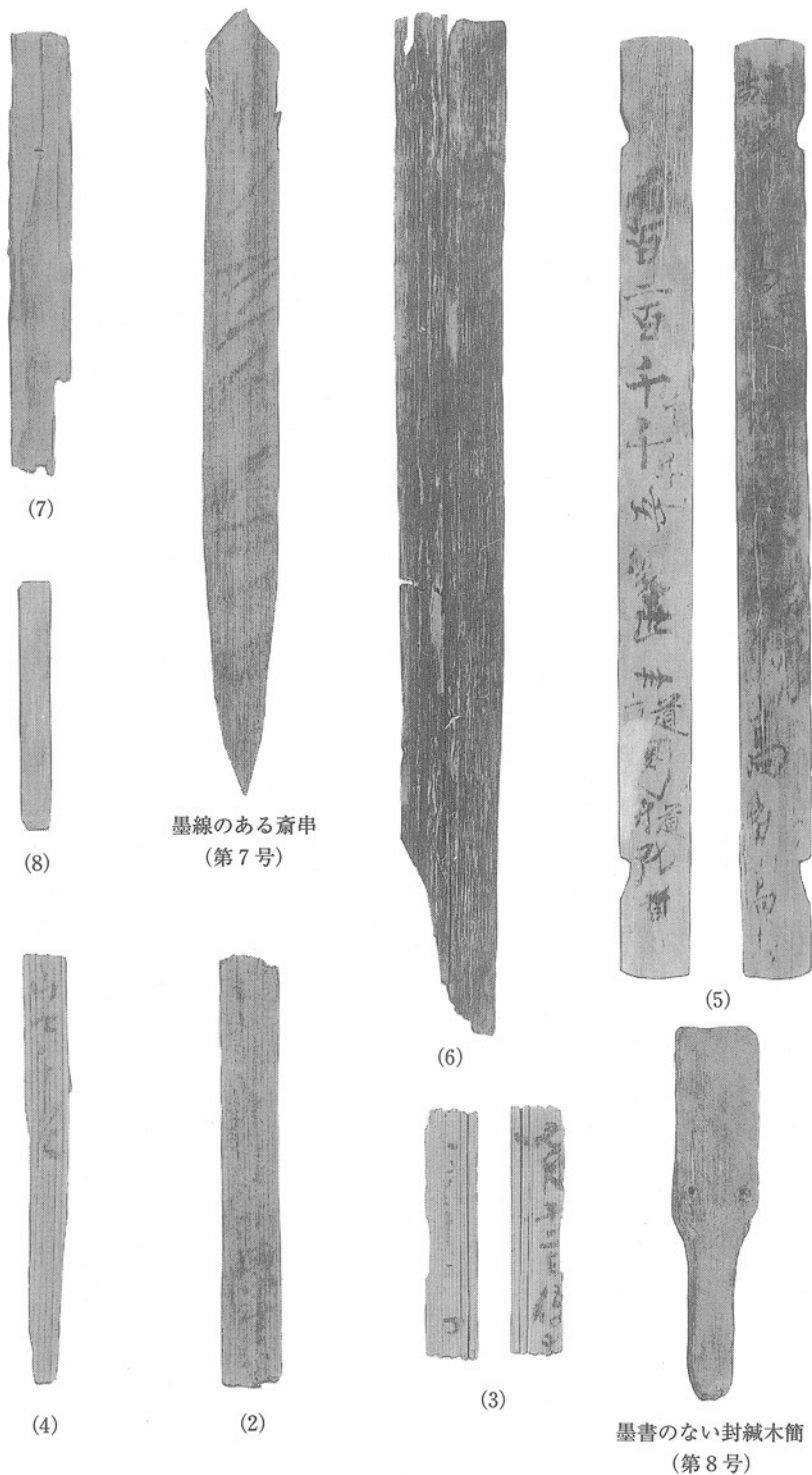


同 赤外線写真



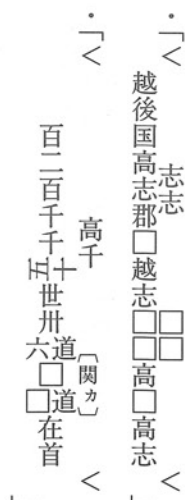
同 赤外線写真

下ノ西遺跡出土木簡他 I



下ノ西遺跡出土木簡他 II

(5)



(6)

「符大宅万呂符符符符符符
符符符符符符符符符

(406) × 43 × 4 0.51 第六号

(7)



(150) × 20 × 5 0.81 第九号

SEIIO

(8)



(61) × (8) × 3 0.81 第二号

(1)は、曲物の底板（未製品）を記録簡に転用したもので、裏面には粗い手斧ケズリの痕跡をとどめている。末尾の「八十束」以降も文章が続くとみられ、これより左側を欠損している可能性が高い。

内容的には、出挙（公出挙）と国司（掾）の借貸について記録した記録簡といえる。単位のない「十四」を十四束とみて、本稲を三六四束（350+14）と考えると、その三割がほぼ一〇九束に近い値となる（364×0.3=109.2）。一方本稲を三五〇束とすると、一〇九束と六六束の和はちょうど五割の利稲に相当する（350×0.5=175

≒109+66）。すなわち、利息が三割の部分と五割の部分の併存する二重構造となっていて、三割利息の時期に旧来の収入（五割）を得ることを意図して作成された可能性がある。その場合木簡の年代は、出挙利率が三割の時期、具体的には養老四年（七二〇）もしくは養老六年から、天平二年（七三〇）までの間ということになる。

一方、「十四」に単位がないことを重視し、これを「十四人」や「十四日」の省略とみることが可能であるとすると、本稲三五〇束が出挙され、このうち本稲分の三五〇束がまず進上され（先上）、後に五割利稲一七五束のうち一〇九束が進上され（後上）、なお利稲六六束が未納である（175-109=66）と解することもできる。この場合木簡の年代は、五割利息の時期でかつ国司借貸の行なわれた時期として天平六年から一〇年までの間と考えるのが最もふさわしい。このように、(1)の解釈及び年代は一概には決めたがたいが、いずれにせよ(1)は八世紀前半の出挙制度の運用の実態を示す極めて重要な資料といえよう。また、国司（掾）借貸が行なわれている事実は、成立期（Ⅰ期）の八幡林遺跡の遺物に、過所機能を併せもつとみられる蒲原郡符・沼垂城との関わりを示す木簡・石屋城（柵）を表す可能性が高い「石屋木」の墨書土器など、城柵・関といった国レベルの機能が窺える資料があることも符合する。

もし、八幡林遺跡に掾が管轄する国レベルの施設があったとすると、複数の城柵を国司が分割支配する形態をとった出羽・陸奥両国

と同じ状況下にあったことになり、八世紀前半において、出羽建国後も北の辺要国として位置付けられていた越後国の特性を示す可能性はある。具体的な一案としては、越後国府（頸城郡）に越後国司の守、沼垂城に介、両者の中間地点にあたる八幡林遺跡に掾、最も北方の磐舟柵に目、などといったケースが想定できるのではないかと（5）は完形の付札であるが、上下の切り込みは片側のみに施されている。冒頭から「越後国高志郡」まで書き始めたところで、「郡」の位置が右側に寄り過ぎたため、付札として使用することを取りやめて、以下表裏の余白部分に習書を行なったと推測される。

ここで注目されるのは、当初の付札を国名から書き始めている点である。このような付札は、都への貢進物付札とみるのが妥当であり、本来は古志郡家できりまとめられた物品に付せられ、京進されるべき荷札だったと考えられる。

下ノ西遺跡は、八世紀前半から一〇世紀前半にかけて機能した重要な官衙遺跡とみられ、その終末期においても、桁行七間クラスの大型建物が造営されている。遺跡の具体的な性格については、存続期間がほぼ重なる八幡林遺跡（古志郡衙関連）に欠如している機能を補う、郡衙関連施設であった可能性が最も高い。今年度出土した木簡のうち、出挙と国司借貸に関わる記録簡（1）、国名から書き始める付札（5）の存在は、郡段階で行なわれたとされる公出挙の事務や、都への貢進物の発送作業を行なう施設が遺跡内部に存在したことを

如実に物語っている。また、（1）にみえる国司（掾）借貸に関わる内容は、掾の管轄する施設が付近に存在した可能性を示すものであり、城柵・関といった国レベルの機能を想定できそうな初期（八世紀前半から中葉）の八幡林遺跡の存在がクローズアップされることとなった。

下ノ西遺跡の調査成果は、従来の一極集中型の古志郡衙像を改めさせるものであり、かなり広域に施設が分散配置されていた可能性が出てきた。今後八幡林遺跡と下ノ西遺跡の内容を総合的に判断して、古志郡支配の複雑な実態を明らかにしていく必要がある。

なお、木簡の釈読にあたっては、国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示を得た。またその解釈については、平川氏の中間報告（『下ノ西遺跡—出土木簡を中心として—』所収）及び、一九九七年二月の木簡学会第一九回研究集会で報告した際の討論の成果によった。

9 関係文献

田中 靖「下ノ西遺跡 平成九年度の調査成果」〔第二四回古代城柵官衙検討会資料〕一九九八年）

和島村「今、注目される越後の古代—和島村出土木簡の意義—」（一九九八年）

和島村教育委員会「下ノ西遺跡—出土木簡を中心として—」（和島村埋蔵文化財調査報告書八 一九九八年）

（田中 靖）